

賃金向上環境整備事業費補助金 よくあるご質問・FAQ

目次

1 「補助対象事業者」に関すること		
Q 1 - 1	医療法人や社会福祉法人、一般財団法人も申請できますか？	P.1
Q 1 - 2	高知県内に主たる事業所があれば、県外企業でも申請できますか？	
Q 1 - 3	令和7年度に指定補助金の交付決定・確定通知を受けましたが、申請できますか？	
Q 1 - 4	指定補助金（業務改善助成金）について、令和7年度中（令和8年1月）に申請し、令和8年4月に交付決定を受けましたが、申請できますか？	
Q 1 - 5	令和8年度に複数の指定補助金の交付決定を受けた場合、申請は複数回できますか？	
Q 1 - 6	事業場単位で申請できる指定補助金について、複数の事業場の交付決定を受けましたが、「指定補助金の自己負担額」は、複数の事業場分を合算できますか？	
Q 1 - 7	申請は法人単位ですか？事業所単位ですか？	
Q 1 - 8	今年4月に設立したばかりのため、決算で対前年度比や、賃金台帳で対前年同月比の賃上げ実績を示すことができませんが、申請できますか？	P.2
Q 1 - 9	個人事業主でしたが、この4月から法人成り（法人化）しました。賃金台帳は法人に引き継がれており提出できますが、申請できますか？	
2 「補助要件」に関すること		
Q 2 - 1	これから賃上げを予定していますが、申請できますか？	P.2
Q 2 - 2	補助要件の賃上げ率の算定には、役員報酬も含まれますか？	
Q 2 - 3	補助要件の賃上げ率の算定には、従業員へ支給した賞与などの一時金も含まれますか？	
Q 2 - 4	賃金台帳で対前年同月比の賃上げ実績を確認するときに、賞与・臨時の給与（一時金）を除くのはなぜですか？	P.3
Q 2 - 5	正社員とパートの賃上げ実施月が異なる場合は、どのように賃上げの確認をしますか？ （例：正社員は4月、パートは10月の場合）	
Q 2 - 6	基本給2%以上の賃上げを行ったものの、ベテラン従業員が多数退職して新卒者を雇用したため、従業員1人当たりの賃金支給額は減ってしまいました。県が示している算定方法では賃上げが確認できませんが、申請はできますか？	
3 「対象従業員」に関すること		
Q 3 - 1	1人あたり10万円補助がある「対象従業員」について、「交付申請時点で、県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者」とのことですが、人事異動で県外から転入してきた従業員であっても、交付申請時点で県内の事業所で勤務していれば、対象従業員となりますか？	P.3

Q 3 - 2	県内に複数の店舗（事業所）がありますが、指定補助金を活用した補助事業を実施したのはそのうちの1店舗だけです。「対象従業員」となるのは、指定補助金の補助事業を行った店舗の従業員だけですか？	P.3
Q 3 - 3	今後、従業員の数が増える予定ですが、対象従業員はいつ時点の人数ですか？	P.4
Q 3 - 4	県内の自宅から県外の事業所へ通勤している従業員は対象従業員に含まれますか？	
Q 3 - 5	対象従業員には、パートやアルバイトも含まれますか？	
Q 3 - 6	対象従業員に外国人は含まれますか？	
Q 3 - 7	対象従業員に役員は含まれますか？	
Q 3 - 8	出向社員は対象従業員に含まれますか？	
4 「補助額」に関すること		
Q 4 - 1	補助限度額が100万円と1,000万円と2つあるのはなぜですか？	P.5
Q 4 - 2	交付決定後に、指定補助金の補助対象事業費が増えたため、自己負担額も増えましたが、補助金の増額変更の申請はできますか？	
5 「指定補助金」に関すること		
Q 5 - 1	今後、「指定補助金」が追加されることはありますか？	P.5
Q 5 - 2	指定補助金の交付決定までに時間がかかって交付申請が遅くなると、予算の上限に達してしまう可能性もありますか？	
Q 5 - 3	指定補助金の自己負担額はどのように計算しますか？	P.6
6 申請手続き、その他		
Q 6 - 1	申請はどのような方法であればよいですか？	P.6
Q 6 - 2	交付申請の受付開始はいつからですか？	
Q 6 - 3	交付申請の期限はいつですか？	
Q 6 - 4	予算に限りがあるとのことですが、申請は先着順ですか？	
Q 6 - 5	申請してから交付決定までどのくらいかかりますか？	P.7
Q 6 - 6	補助金が支払われるのはいつですか？	
Q 6 - 7	「通常払い」で交付決定を受けていますが、指定補助金の補助事業の完了が年度末になりそうです。実績報告の期限はいつまでですか？	

Q 6 - 8	申請時には指定補助金の補助事業が令和9年1月に完了予定でしたが、完了が遅れており、実績報告書を提出期限の令和9年2月12日までに提出できそうにありません。 補助算定額が100万円超で、指定補助金の自己負担額の80%を超えるため※、「早期払い」の適用にはなりません。補助金の交付は受けられますか？ (※例：対象従業員20人×10万円=200万円 > 自己負担額200万円×80%=160万円)	P.7
Q 6 - 9	「早期払い」で交付決定を受けていますが、指定補助金の補助事業が令和9年度に繰越になりそうです。確認報告の期限はいつまでですか？	P.8
Q 6 - 10	指定補助金の補助事業が完了するのが3月の予定だったため「交付申請額を、指定補助金の自己負担額の80%とする」選択して早期払いにし補助金の支払いを受けましたが、補助事業が予定より早く完了したため令和9年2月12日までに確認報告書が提出できそうです。交付申請額を満額もらうことはできませんか？	
Q 6 - 11	交付決定後に指定補助金の補助事業を途中でやめた場合はどうなりますか？	
Q 6 - 12	交付された補助金の使途は賃上げ原資に限定されるのでしょうか？	
Q 6 - 13	対象従業員は50人です、指定補助金の自己負担額が80万円のため補助金は100万円しか申請できません。提出する「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しは10人分でもいいですか？	
Q 6 - 14	交付申請書の添付書類の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」は1人1枚で、対象従業員が多いため大量になってしまいます。他の書類ではいけませんか？	

1 「補助対象事業者」に関すること

Q 1 - 1 医療法人や社会福祉法人、一般財団法人も申請できますか？

県が指定する補助金（「指定補助金」）の交付決定を令和8年度に受けていれば、対象となるため、申請できます。

当補助金で補助対象外としている法人等は、国、公共法人（県や市町村等の地方公共団体、独立行政法人、土地改良区など（法人税法の別表第1））、政治団体、宗教団体などです。

Q 1 - 2 高知県内に主たる事業所があれば、県外企業でも申請できますか？

高知県内に本社又は主たる事業所（支社や営業所、工場等）があり、県内の事業所で雇用する雇用保険の被保険者である従業員がいる場合は、補助対象事業者になります。

ただし、対象となる指定補助金の事業は、高知県内で行われる事業に限ります。

Q 1 - 3 令和7年度に指定補助金の交付決定・確定通知を受けましたが、申請できますか？

令和8年度に指定補助金の交付決定を受けた事業者に限るため、令和8年度に指定補助金の交付決定を受けていない場合は申請はできません。

Q 1 - 4 指定補助金（業務改善助成金）について、令和7年度中（令和8年1月）に申請し、令和8年4月に交付決定を受けましたが、申請できますか？

令和8年度に交付決定を受けているため、申請できます。

Q 1 - 5 令和8年度に複数の指定補助金の交付決定を受けた場合、申請は複数回できますか？

1事業者につき、申請は1回限りです。

そのため、交付決定を受けた指定補助金の中から、最も自己負担額が大きくなることが見込まれるものを選んでいただく必要があります。

Q 1 - 6 事業場単位で申請できる指定補助金について、複数の事業場の交付決定を受けましたが、「指定補助金の自己負担額」は、複数の事業場分を合算できますか？

同一の指定補助金に限り、複数の事業場分の合算は可能です。

ただし、申請は1回限りとし、追加申請はできませんのでご注意ください。

Q 1 - 7 申請は法人単位ですか？事業所単位ですか？

法人単位での申請となります。

Q 1 - 8 今年4月に設立したばかりのため、決算で対前年度比や、賃金台帳で対前年同月比の賃上げ実績を示すことができませんが、申請できますか？

補助要件を満たさないため、申請できません。

Q 1 - 9 個人事業主でしたが、この4月から法人成り（法人化）しました。賃金台帳は法人に引き継がれており提出できますが、申請できますか？

個人事業、法人とも雇用保険適用事業場であり、賃金台帳が法人に引き継がれていることを前提として、事業が継続されていることを確認できる場合は、申請できます。

この場合、法人の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（代表者、役員等を確認するため）、個人事業主として税務署に提出した直近の所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書（事業内容や従業員等を確認するため）の写しの提出をお願いします。

なお、決算書では比較できないため、令和7年12月1日から令和8年12月1日までの間の賃上げ実施月に、対前年同月比で2%以上の賃上げが行われていること（交付要綱第5条第1項第2号に該当）の確認が必要です。

2 「補助要件」に関すること

Q 2 - 1 これから賃上げを予定していますが、申請できますか？

交付申請時に賃上げ実績がない場合であっても、令和8年12月1日までに賃上げ予定があり、申請時に賃上げ予定日を示せる場合は申請が可能です。

令和8年12月1日までに賃上げを実施し、令和9年2月12日までに賃上げ実績報告を行ってください。

Q 2 - 2 補助要件の賃上げ率の算定には、役員報酬も含まれますか？

役員報酬は、賃上げ率の算定には含まれません。

補助対象となる従業員を雇用保険の被保険者としているためです。

（雇用保険は労働者を対象とした制度であり、通常、役員は会社と雇用関係にないため、雇用保険の被保険者になりません。）

Q 2 - 3 補助要件の賃上げ率の算定には、従業員へ支給した賞与などの一時金も含まれますか？

「決算において賃上げを確認する場合」は、賞与などの一時金も含めて算定します。

- 法人は、税務署提出の法人事業概況説明書の「労務費」と「従業員給料」の計
- 個人事業主は、所得税青色申告決算書又は白色申告収支内訳書の「給料賃金の内訳」の支給額から、役員・専従者を除く従業員1人当たりの額を算定して比較

ただし、決算で2%以上の賃上げが確認できず、「対前年同月比で賃上げを確認する場合」は、賞与・臨時の給与（一時金）は除いて算定します。

- 賃金台帳（県内の事業所で雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者全員分）の「基本賃金」、「所定時間外割増賃金」、「手当」の計から、その従業員1人当たりの額を算定して比較

Q 2 - 4 賃金台帳で対前年同月比の賃上げ実績を確認するときに、賞与・臨時の給与（一時金）を除くのはなぜですか？

対前年同月比で賃上げを確認する場合、一時金支給のみで賃金の年額は変わらないケースや一時金の支給月が異なるケースなどが想定され、本補助金の目的とする「持続的な賃上げ」が確認できないためです。

Q 2 - 5 正社員とパートの賃上げ実施月が異なる場合は、どのように賃上げの確認をしますか？
(例：正社員は4月、パートは10月の場合)

R8.4月とR7.4月で比較して全体で2%以上賃上げされていれば、補助要件を満たします。
また、R8.4月の時点では賃上げが仮に1.8%であっても、R8.10月とR7.10月で比較して全体で2%以上の賃上げが確認できれば、補助要件を満たします。
なお、申請については、R8.10月賃上げ予定として、指定補助金の交付決定後すぐに申請が可能です。賃上げ実施後は、賃上げ実施報告を行ってください。

Q 2 - 6 基本給2%以上の賃上げを行ったものの、ベテラン従業員が多数退職して新卒者を雇用したため、従業員1人当たりの賃金支給額は減ってしまいました。県が示している算定方法では賃上げが確認できませんが、申請はできますか？

令和7年12月1日から令和8年12月1日の間に賃上げを行っているにもかかわらず、やむを得ない理由により賃上げが確認できない場合であっても、継続して雇用している従業員のみで比較する方法により2%以上の賃上げが確認できる場合は申請できます。

ただし、その場合は、比較の対象となる従業員全員（県内の事業所で雇用している雇用保険の被保険者）の賃金台帳の写しの提出に加えて、「対前年同月比で2%以上の賃上げ実施を確認できる書類」として、退職者や新規雇用者等を除外して継続雇用している従業員のみを比較する一覧表を作成いただき、賃上げ実施報告書に添付して提出いただく必要があります。

3 「対象従業員」に関すること

Q 3 - 1 1人あたり10万円補助がある「対象従業員」について、「交付申請時点で、県内の事業所において雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者」とのことですが、人事異動で県外から転入してきた従業員であっても、交付申請時点で県内の事業所で勤務していれば、対象従業員となりますか？

交付申請時点で、県内の事業所で雇用している従業員であって、雇用保険の被保険者である場合は、補助算定額の基礎となる「対象従業員」となります。

Q 3 - 2 県内に複数の店舗（事業所）がありますが、指定補助金を活用した補助事業を実施したのはそのうちの1店舗だけです。「対象従業員」となるのは、指定補助金の補助事業を行った店舗の従業員だけですか？

交付申請時点で、県内の事業所で雇用している従業員であれば、指定補助金を活用した補助事業を行っていない店舗の従業員であっても対象従業員となります。

Q 3 - 3 今後、従業員の数が増える予定ですが、対象従業員はいつ時点の人数ですか？

交付申請時点の対象従業員の数で補助額を算定します。
なお、交付決定後に従業員が増加しても変更申請はできません。

Q 3 - 4 県内の自宅から県外の事業所へ通勤している従業員は対象従業員に含まれますか？

県内の事業所で雇用している従業員が対象のため、含まれません。
なお、県外の自宅から県内の事業所へ通勤している場合は、対象従業員に含まれます。

Q 3 - 5 対象従業員には、パートやアルバイトも含まれますか？

常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、雇用保険の被保険者であれば対象従業員となります。

なお、雇用保険の被保険者は、①1週間の所定労働時間が20時間以上であり、②31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。

雇用保険制度については、お近くの公共職業安定所（ハローワーク）へお問合せください。

Q 3 - 6 対象従業員に外国人は含まれますか？

県内の事業所で雇用している従業員で、雇用保険の被保険者であれば、国籍を問わず対象従業員となります。技能実習生の場合も雇用保険の被保険者であれば対象従業員となります。

Q 3 - 7 対象従業員に役員は含まれますか？

株式会社や有限会社の代表取締役等の役員は、雇用保険の被保険者ではないため、対象従業員には含まれません。

ただし、代表者以外の役員であって、同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者で、雇用関係ありと認められる者に限り被保険者となる場合がありますので、交付申請時に、雇用保険の被保険者かどうかをご確認ください。

Q 3 - 8 出向社員は対象従業員に含まれますか？

県内の事業所で雇用している雇用保険の被保険者であって、申請する事業者が、賃金を支払っている場合は対象従業員として申請できます。

ただし、申請時、雇用保険の被保険者であることの確認のため、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等の提出は必要です。

4 「補助額」に関すること

Q 4 - 1 補助限度額が100万円と1,000万円と2つあるのはなぜですか？

指定補助金の自己負担額が「100万円以上の場合」と「100万円未満の場合」に分けて設定しているためです。

ア) 指定補助金の自己負担額が100万円以上の場合

補助限度額は1社あたり1,000万円で、指定補助金の自己負担額を上限としています。

イ) 指定補助金の自己負担額が100万円未満の場合

補助限度額は10万円×対象従業員数で、上限100万円となります。

Q 4 - 2 交付決定後に、指定補助金の補助対象事業費が増えたため、自己負担額も増えましたが、補助金の増額変更の申請はできますか？

補助金の増額変更の申請はできません。

本補助金は、交付決定額の累計が予算額に達し次第、受付を終了することから、交付決定後の増額の変更申請は受け付けません。

なお、補助金額の20%を超える減額がある場合は、減額の変更申請が必要です。

5 「指定補助金」に関すること

Q 5 - 1 今後、「指定補助金」が追加されることはありますか？

補助金交付要綱の令和8年4月27日付け改正により、公益財団法人高知県産業振興センターが補助する「事業戦略等推進事業費補助金」を追加しましたが、今後は、指定補助金を追加する予定はありません。

Q 5 - 2 指定補助金の交付決定までに時間がかかって交付申請が遅くなると、予算の上限に達してしまう可能性もありますか？

昨年度までの指定補助金の交付実績や県内の平均従業員数等をもとに予算額を積算し確保していますが、申請が殺到した場合などは予算の上限に達してしまう可能性はあります。

申請を検討されている場合は、指定補助金側の申請や交付決定のスケジュールもご確認のうえ、どの指定補助金を申請されるかご検討ください。

なお、本補助金の執行額等の状況については、県ホームページで随時お知らせする予定です。

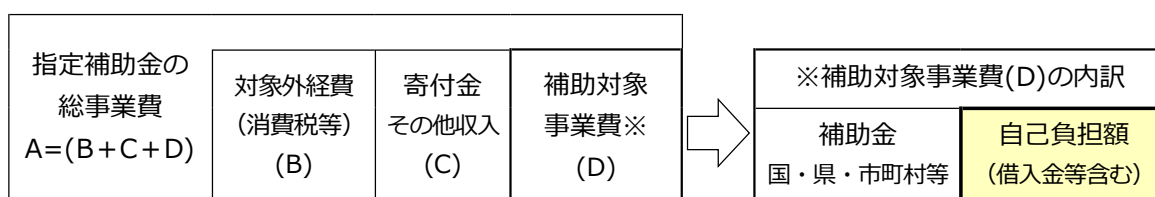
Q 5 - 3 指定補助金の自己負担額はどのように計算しますか？

指定補助金の交付決定を受けた補助事業の事業費から、補助対象外経費（消費税等）や寄付金その他の収入を除いた「補助対象事業費」※のうち、事業者が負担する金額が自己負担額となります。

基本的には、その「補助対象事業費」の金額から、補助金額（国、県、市町村等）を引いた額が自己負担額となり、借入金やファイナンスリースなどの事業者が負担する金額も自己負担額に含みます。

※「補助対象事業費」は、交付決定書（記載されていない場合は、交付申請書や申請書別紙）で確認できますが、指定補助金によって、補助対象経費、補助対象経費（税抜）、対象経費支出予定額、事業費（補助対象外を除いた額を記入）など、名称は異なります。

（参考）自己負担額のイメージ



6 申請手続き、その他

Q 6 - 1 申請はどのような方法であればよいですか？

申請は、専用ホームページからオンライン（電子申請）で申請フォームに入力していただき、添付書類についてはファイルを添付する方法で行ってください。

申請に不具合が生じた場合など電子申請ができないときは、当補助金事務局コールセンター（TEL 050-3605-0983）へお問い合わせください。

Q 6 - 2 交付申請の受付開始はいつからですか？

令和8年6月10日受付開始を予定しています。

Q 6 - 3 交付申請の期限はいつですか？

申請期限は、令和8年12月14日を予定していますが、予算上限に達し次第終了になります。

Q 6 - 4 予算に限りがあるとのことですが、申請は先着順ですか？

申請の受付順になります。

ただし、申請内容に不備等があった場合は、正式な受付ができず、保留扱いとなります。事務局からご連絡する場合がありますので、日中に連絡がとれる連絡先の記入をお願いします。

Q 6 - 5 申請してから交付決定までどのくらいかかりますか？

申請内容に不備がなかった場合は、申請受付から1ヶ月～1.5ヶ月程度で交付決定を予定しています。（申請件数の集中等の状況によります。）

なお、交付決定時には、申請時に連絡先として記載のあったメールアドレスへ交付決定があったこととお知らせし、交付決定通知書は、専用ホームページのマイページからダウンロードしていただきます。

Q 6 - 6 補助金が支払われるのはいつですか？

本補助金ができるだけ早期に事業者へ行き渡るよう、次の（1）～（3）に該当する場合は、「早期払い」として、交付決定後、1ヶ月程度で指定口座にお支払いする予定です。

（1）補助算定額が、100万円以下の場合（対象従業員が10人以下）

（2）補助算定額が、100万円超、かつ、指定補助金の自己負担額の80%以内※の場合

（※例：対象従業員20人×10万円＝200万円 ≤ 自己負担額300万円×80%＝240万円）

（3）上記に該当しない場合で、交付申請額を自己負担額の80%にすることを選択する場合

（1）～（3）の「早期払い」の要件に該当しない場合は、「通常払い」として、実績報告後、1ヶ月程度で指定口座にお支払いする予定です。

Q 6 - 7 「通常払い」で交付決定を受けていますが、指定補助金の補助事業の完了が年度末になりそうです。実績報告の期限はいつまでですか？

「通常払い」の場合、指定補助金の補助事業の実績報告後（国の補助金については確定通知後）、令和9年2月12日までに当補助金への実績報告を提出していただく必要があります。

令和9年2月12日までに当補助金への実績報告がない場合は、交付決定が取り消されますので注意してください。

（なお、指定補助金の事業完了が遅れる場合は、Q 6 - 8 を参照）

Q 6 - 8 申請時には指定補助金の補助事業が令和9年1月に完了予定でしたが、完了が遅れており、実績報告書を提出期限の令和9年2月12日までに提出できそうにありません。

補助算定額が100万円超で、指定補助金の自己負担額の80%を超えるため※、「早期払い」の適用にはなりません。補助金の交付は受けられますか？

（※例：対象従業員20人×10万円＝200万円 > 自己負担額200万円×80%＝160万円）

「補助算定額が、100万円以下の場合」や「補助算定額が、100万円超、かつ、指定補助金の自己負担額の80%以内の場合」に該当しない場合であっても、補助事業者が「指定補助金の自己負担額の80%（1,000円未満切り捨て）を交付申請額とすることを選択する場合は、交付区分を「早期払い」に変更できます。（交付区分変更申請書の提出期限：令和9年2月12日）

ただし、決算で2%以上の賃上げが確認できない場合は、対前年同月比で2%以上の賃上げを確認できる賃上げ実施報告書を提出していることが前提です。

（例の場合、交付区分が「通常払い」から「早期払い」に変更され、交付決定額は200万円から160万円に変更されます。）

Q 6 - 9 「早期払い」で交付決定を受けていますが、指定補助金の補助事業が令和9年度に繰越になりそうです。確認報告の期限はいつまでですか？

「早期払い」の場合は、確認報告は翌年度になっても問題ありませんので、指定補助金の補助事業の実績報告後（国の補助金については確定通知後）、14日以内に確認報告書を提出してください。

なお、令和9年3月上旬以降に提出する場合、専用ホームページは終了しているため、県（雇用労働政策課）へ直接報告いただくこととなります。（補助算定額が100万円超の場合で、自己負担額が減少し補助金額未満になった場合は差額の返還が必要です。）

Q 6 - 10 指定補助金の補助事業が完了するのが3月の予定だったため「交付申請額を、指定補助金の自己負担額の80%とする」選択して早期払いにし補助金の支払いを受けましたが、補助事業が予定より早く完了したため令和9年2月12日までに確認報告書が提出できそうです。交付申請額を満額もらうことはできませんか？

自己負担額の80%を交付申請額とすることを選択して早期払いの区分で交付決定を受けた場合は、令和9年2月12日までに確認報告書が提出されても、通常払いだった場合の補助金額（差額）を受け取ることはできません。

なお、交付申請額を「指定補助金の自己負担額×80%」とすることにより「早期払い」の区分で交付決定を受けた場合、その後「通常払い」の区分への変更できないことについては、申請時に同意をいただいています。

Q 6 - 11 交付決定後に指定補助金の補助事業を途中でやめた場合はどうなりますか？

指定補助金について、廃止承認や取消しの決定を受けた場合は、14日以内に事業廃止承認の申請を行ってください。

Q 6 - 12 交付された補助金の用途は賃上げ原資に限定されるのでしょうか？

必ずしも限定しません。本補助金は補助要件を満たす事業者に対し、賃上げ原資の一部に相当する額として、従業員数に応じた定額を支給することにより、事業者が行う持続的な賃上げに向けた取組を支援するものです。

Q 6 - 13 対象従業員は50人です、指定補助金の自己負担額が80万円のため補助金は100万円しか申請できません。提出する「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」の写しは10人分でいいですか？

対象従業員（申請時点で県内で雇用している従業員のうち雇用保険の被保険者）全員分の提出が必要です。

Q 6 - 14 交付申請書の添付書類の「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」は1人1枚で、対象従業員が多いため大量になってしまいます。他の書類ではいけませんか？

申請時点で県内で雇用している従業員のうち、雇用保険の被保険者がわかれば、ハローワークから提供された雇用保険適用事業所台帳や事業所別被保険者台帳（データで管理されているものを含む）の提出でもかまいません。